

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

令和6年1月25日

鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、令和6年1月25日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>)

監査委員：桐^{きりばやし}林^{まさひこ} 正彦、奈良井^{ならい} 恵、牧田^{めぐみ} 宗大、川部^{まきた} 洋^{むねひろ} ^{かわべ} ^{ひろし}

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査については、過去2年間新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおりの監査が実施できなかったことから、出資団体・指定管理者においては監査実施団体選定の基準に対し実施団体を一部省略し実施した。

監査対象団体数及び監査実施団体数

[]は前年度

区 分	監査対象団体の数	監査実施団体の数
出 資 団 体	31 [31]	7 [7]
指 定 管 理 者	13 [13]	5 [0]
補助金等交付団体	338 [258]	14 [0]
合 計	382 [302]	26 [7]

注) 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(参考) 監査実施団体選定の基準

出 資 団 体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指 定 管 理 者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補 助 金 等 交 付 団 体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

2 監査実施期間

事務監査：令和5年6月12日及び同年8月22日から同年10月23日まで
 本 監 査：令和5年7月11日及び同年9月22日から同年11月22日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	監査実施 団体数	勸 告	指 摘	注 意	合 計
令和4年度決算に係る監査結果	26	0(0)	4(4)	19(12)	23(13)
令和3年度決算に係る監査結果	7	0(0)	10(2)	2(2)	12(2)
令和2年度決算に係る監査結果	9	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)
令和元年度決算に係る監査結果	30	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)
平成30年度決算に係る監査結果	30	—	4(2)	92(23)	96(23)

注:1 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

2 勸告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

(2) 処置の内容

ア 勸 告

該当事項なし

イ 指 摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容を公表するとともに、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう文書により通知した。

ウ 注 意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとして認めた**注意事項**については、関係する部局長及び該当する団体の長に対し、是正を求め又は注意を喚起することを文書により通知した。

(参考) 監査処置基準 (抜粋)

処置区分	処置の事案
勸 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
指 摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

(3) 処置の事項別内訳

区 分	4年度決算に係る監査結果			3年度決算に係る監査結果			2年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 入	0	0	0	0	0	0	1	0	1
支 出	3	0	3	2	1	3	0	3	3
契 約	0	1 2	1 2	4	1	5	0	1 2	1 2
補助金	0	4	4	1	0	1	0	2	2
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	1	0	1	3	0	3	0	0	0
その他	0	3	3	0	0	0	0	6	6
合 計	4	1 9	2 3	1 0	2	1 2	1	2 3	2 4

(4) 指摘事項（4件）の内訳

区 分	件数	事 由	監査実施団体
支 出	3	支出負担行為の未作成	公益財団法人鳥取県文化振興財団
		支出負担行為の遅延	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
		支出負担行為の未作成	公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
財 産	1	財産台帳・物品台帳の未整備	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
合 計	4		4団体

【指摘事項の内容】 . . . (別記)「指摘事項の内容」のとおり

(5) 注意事項（19件）の内訳

区 分	件数	事 由
契 約	1 2	予定価格の未設定、指定管理期間を超える契約期間設定 等
補助金	4	誤った実績報告書の提出、契約伺の紛失 等
その他	3	報告書の提出遅延、合計残高試算表の未作成
合 計	1 9	

(別記) 指摘事項の内容

内	容
	<p>【支出事務】</p> <p>1 支出負担行為について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県文化振興財団・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等・所 管 課：地域づくり推進部文化政策課 <p>委託契約にあたり、支出負担行為が行われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・委託事業名：令和4年度鳥取県芸術鑑賞教室（高等学校・特別支援学校）対象校送迎にかかるバスの手配について（R4.10.15）・概 要：20万円以上の契約の伺が、支出負担行為書ではなく、一般起案によりお行われていた。<ul style="list-style-type: none">※ 公益財団法人鳥取県文化振興財団の会計システムには、契約の伺を支出負担行為の形で行うための仕組みが定められていないため、契約手続においては、支出負担行為書は作成されていない。（県から引き継いだ業務において例外的に支出負担行為書があった。）財務規程と実際の会計事務手続きが合致していないので、調整が必要である。・契 約 額：297,000円・契約の方法：1者による随意契約・受 託 者：A株・発生要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足・指摘の考え方：支出負担行為が行われていないもの
	<p>【支出事務】</p> <p>2 支出負担行為の事務手続について</p> <ul style="list-style-type: none">・監査実施団体名：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館・財政支援の種別：出資・指定管理者・補助金等・所 管 課：地域づくり推進部文化政策課

次の指定管理に係る再委託について、契約伺（支出負担行為）の事務手続が遅延していた。

番号	委託業務名	契約伺承認日(支出負担行為日)	契約日(契約期間)	契約額	相手	遅延日数
①	わらべ館夏のレールトイまつり	<u>R 4. 9. 7</u>	R 4. 9. 6 (R4. 8. 3～ R4. 8. 22)	341,000円	A (団体)	1か月 4日
②	イベントカレンダー11月号デザイン制作委託	<u>R 4. 1 0. 2 7</u>	R 4. 1 0. 2 7 (R4. 10. 15～ R4. 10. 23)	55,000円	B (個人)	12日
③	「ともしびうたごえコンサート」チラシデザイン制作	<u>R 5. 2. 5</u>	R 5. 2. 5 (R5. 1. 27～ R5. 2. 4)	38,500円	C (個人)	9日
④	アコーディオンハウス保守点検作業	<u>R 5. 2. 1 7</u>	R 5. 2. 1 5 (R5. 2. 15～ R5. 2. 15)	308,000円	株D	2日
⑤	建築設備定期点検	<u>R 5. 4. 1 0</u>	R 5. 3. 3 (R5. 3. 10～ R5. 3. 15)	301,400円	有E	1か月 7日

- ・不適正の原因：担当者の失念、上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの

【支出事務】

3 契約の締結について

- ・監査実施団体名：公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- ・財政支援の種別：出資
- ・所 管 課：生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会事務所の清掃業務委託契約について、契約を締結していなかった。

- ・概要：事務所の清掃業務については、従来から、隣接している県（食肉衛生検査所）が委託契約を締結した受託業者と契約している。同協会では平成30年度に県が契約した業者と3年間の委託契約を締結したが、契約期間終了後、清掃業務について新たに契約を締結することなく、前契約と同じ業者に清掃を委託していた。県は上記3年間の契約終了後、新たに前契約と同じ業者と契約を締結している。なお、前契約の業者から、契約終了又は新たな契約締結等について相談は受けておらず、現在に至るまで前契約内容と同じ業務が履行され、当協会是对価を支払っている。
- ・前契約額：単価契約 日常清掃（12㎡）900円/回、ワックス（12㎡）2,800円/回
- ・前契約期間：H30. 4. 1～R3. 3. 31
- ・相手方：A（株）
- ・不適正の原因：担当者の失念及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が行われていないもの

【財産事務】

4 帳簿の整備等について（所管課も処置）

- ・ 監査実施団体名：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
- ・ 財政支援の種別：指定管理者・補助金等
- ・ 所 管 課：福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

協定書に定める財産台帳及び物品台帳について、整備していなかった。

- ・ 概 要：財産台帳（県公有財産台帳）及び物品台帳（県からの貸与物品）については、あらかじめ県が指定管理者に提示すると規定されている。
物品台帳については県から提供されたデータにより管理していたが、財産台帳については県から提示されておらず、また、いずれも帳簿として常備するとの認識はなかった。
- ・ 財産(建物)：3,604.06 m³（建築面積）、1,464,381,450 円（価額）
- ・ 貸 与 物 品：34,351,779 円（取得金額の総額）
- ・ 不適正の原因：県所管課の関係規程等への認識不足及び担当者及び上司の関係規程等への認識不足
- ・ 指摘の考え方：その他財産事務に関し適正でないもので重大なもの又は著しいもの

4 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の4項目について、監査委員の意見として提出する。

1 大山青年の家の利用に際しての事前面談見直し及び食事の提供体制の確保について

地域社会振興部（所管課：文化財局とっとり弥生の王国推進課）

教育委員会（所管課：社会教育課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資、指定管理者）
（指定管理施設：大山青年の家）

公益財団法人鳥取県教育文化財団は、大山青年の家を指定管理者として管理している。

利用希望者は、利用希望日の1か月前までに利用者代表が事前打ち合わせのため直接来所し、事前に協議するよう求められている。その目的は、活動の具体的な進め方の相談や活動プログラムの調整等を行うことを目的としているものであり、家族同士、友人同士などの少人数グループや県外者にとっては、利用に当たって過大な負担となっていると思われる。

については、電子メールによる必要最小限の確認・指導やウェブ会議システム等を使った面談を導入するなど、少人数や県外の利用者の負担軽減を図るよう検討されたい。

食事の提供については、利用者に温かい食事を提供することや地産地消の食材を使った食事、また地域での雇用の確保などの観点から施設内で調理を提供することになっている。現行の調理体制は利用者にとっても、地域にとっても有意義であると考えられる。しかしながら、調理に従事する人員の確保については遠隔地からの通勤が困難であることなどから今後の継続的实施が困難となる可能性が高まっている。

については、必要な調理員を確保し、今後とも給食体制の維持に努められたい。

2 職員（獣医師）の確保について

生活環境部（所管課：くらしの安心局くらしの安心推進課）

・監査対象：公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会（出資）

公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から委任された食鳥検査を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、平成4年に鳥取県が88.24パーセント出資して設立した法人である。これまで検査を担当する職員は主として県を退職した獣医師を採用し、令和4年度には全国第9位となる20,255,540羽の食鳥検査を行い、本県における安全な食鳥肉の供給に寄与する一方、民間養鶏業者が事業拡張を計画しており、検査業務の増大が予想される。また、県職員の定年延長に伴い、県を定年退職する獣医師の採用も困難になることが予想される。

については、協会として人員や雇用条件の不断の見直しを図るとともに、県として協会と協力しながら相互の獣医師業務に支障を来すことがないように調整を図るなどして、人財の確保に努められたい。

3 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について

福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）

・監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：福祉人材研修センター）

鳥取県立福祉人材研修センターは、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。

平成30年度の監査において福祉用品の展示コーナーに関しては、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくよう意見を述べたところである。

これを受けて調査されたところ、一定のニーズ及び年1回程度の業者による福祉用具展示会利用はあるが、現在のような利用形態を維持することは必然性に乏しいと考えられる。

については、福祉用品の試用・体験を行う場所としての活用以外により有効な利用に取り組まれたい。

4 委託契約等の契約期間について

総務部（所管課：行政体制整備局行財政改革推進課）

地域社会振興部（所管課：文化政策課、スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：自然共生社会局自然共生課）

・監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資、指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：童謡館）

株式会社TKSS（指定管理者）

（指定管理施設：障害者体育センター）

一般財団法人鳥取県観光事業団（指定管理者、補助金等）

（指定管理施設：氷ノ山自然ふれあい館）

本県においては、県と指定管理施設の指定管理者との間で管理運営に関する協定等（以下「指定管理協定」という。）により管理運営の期間の終期を明示し、それ以後当然には継続しない旨を定めている。

しかし、今年度の監査において、指定管理者と民間業者との清掃等の業務委託契約及び自動販売機設置契約において無期限自動継続条項を設けている事例が散見された。

当該業務委託契約については、指定管理協定の期間終了後も自動的に更新される趣旨の規定を設けることは、あたかも恒久的な権利設定を行うとの誤解を生ずる恐れがあり、指定管理者においてもより有利な条件により業務委託をする機会を逸することになり、不適切である。

また、自動販売機の設置契約についても、施設利用者のニーズを鋭敏に反映したり、より有利な条件での設置になるよう見直す機会を逸することになり不適切である。

については、指定管理協定の趣旨に反しないよう契約書の文面を検討されるとともに、特に自動販売機の設置契約においては、利用者のニーズを見直し、新規自動販売機設置業者の参入により有利な条件を得るため、県が行っている有期契約を前提とした更新手続に準じた競争性のある導入手続が行われる方策の検討をされたい。併せて他の指定管理施設も同様の事例がないか点検され、同様の検討をされたい。

(参考)

令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	監査実施団体名	財政支援の種別			実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	鳥取県広報連絡協議会			○	R5.11.2 (書面)	令和新時代創造本部広報課
2	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	R5.11.22	交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 地域づくり推進部文化政策課
3	公益財団法人鳥取県文化振興財団	○	○	○	R5.11.9	地域づくり推進部文化政策課
4	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	R5.9.22 (書面)	地域づくり推進部文化政策課
5	鳥取県ライフル射撃協会		○		R5.11.13 (書面)	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課
6	株式会社TKSS		○		R5.11.10 (書面)	地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課
7	日ノ丸自動車株式会社			○	R5.10.11 (書面)	地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課
8	公益財団法人鳥取県教育文化財団	○	○		R5.11.2	地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課 教育委員会社会教育課
9	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会		○	○	R5.10.10 (書面)	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
10	社会福祉法人大徳会			○	R5.10.11 (書面)	福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
11	一般財団法人鳥取県観光事業団		○	○	R5.11.9 R5.11.10 (書面)	子育て人財局子育て王国課 生活環境部緑豊かな自然課 農林水産部水産振興局水産振興課
12	学校法人大阪滋慶学園			○	R5.11.13 (書面)	子育て・人財局総合教育推進課
13	学校法人中央高等学園			○	R5.11.10 (書面)	子育て・人財局総合教育推進課
14	青少年育成鳥取県民会議			○	R5.10.30 (書面)	子育て・人財局家庭支援課
15	公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	○			R5.11.22	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
16	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R5.7.11	生活環境部くらしの安心局水環境保全課
17	FDK株式会社			○	R5.11.10 (書面)	商工労働部立地戦略課
18	リバードコーポレーション株式会社			○	R5.10.13 (書面)	商工労働部立地戦略課
19	株式会社海産物のきむらや			○	R5.10.16 (書面)	商工労働部立地戦略課
20	鳥取商工会議所			○	R5.10.16 (書面)	商工労働部企業支援課
21	米子商工会議所			○	R5.10.23 (書面)	商工労働部企業支援課
22	一般社団法人鳥取県トラック協会			○	R5.11.13 (書面)	商工労働部通商物流課
23	一般財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	○		○	R5.9.20 (書面)	農林水産部農業振興監生産振興課
24	大山乳業農業協同組合			○	R5.11.17	農林水産部畜産振興局畜産課
25	境港水産物市場管理株式会社		○		R5.10.26 (書面)	農林水産部境港水産事務所
26	日南町森林組合			○	R5.11.7	西部総合事務所日野振興センター農業振興課

※実施日の欄に日付のみを記載している団体は本監査について実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面)と記載している団体は本監査について書面監査を行った団体である。